

医療・健康

重度障害者医療証の発行 (身) (知) (精) (難)

問合せ窓口 市役所本館1階 介護・医療・年金室
電話:724-6733 ファクス:724-6040

重度の障害のあるかたが医療機関にかかったとき、保険診療にかかる医療費の一部を助成します。

対象者	次の(1)～(5)のいずれかに該当するかた (1)1級・2級の身体障害者手帳をお持ちのかた (2)知的障害「A」判定の療育手帳をお持ちのかた (3)知的障害「B1」判定の療育手帳と身体障害者手帳(等級は問いません)の両方をお持ちのかた (4)1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた (5)特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証をお持ちで障害年金(または特別児童扶養手当)1級に該当するかた
手続き	<窓口での申請> 上記に該当することがわかる身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等、健康保険の情報がわかるもの(資格情報のお知らせ(資格取得年月日の記載があるもの)、資格確認書または健康保険証)、課税証明書(転入されたかたのみ)を持って介護・医療・年金室で申請してください。 <オンライン申請> 右記のQRコードからお手続きください。 

※所得制限があります。例えば、1人世帯の場合は前年の所得が472万1千円以上のかたは対象外となります。所得制限は扶養人数や控除額等により異なります。

●自己負担額

保険診療にかかる自己負担額が1医療機関(医科・歯科別)・1訪問看護ステーション・1薬局あたり1日につき入・通院各上限500円になります(1ヶ月の自己負担の上限額は、3,000円です)。

特定疾病療養受療証の発行 (身)

人工透析が必要な慢性じん不全、血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症のかたに、特定疾病療養受療証を発行します。病院などで特定疾病により診療を受ける際に、この受療証を医療機関の窓口に表示することで、1ヶ月に10,000円もしくは20,000円以内(世帯の前年中の所得の額に応じて決定されます。ただし、70歳以上のかたは、所得の額に関係なく10,000円となります。)の自己負担で診療を受けることができます。

手続き	次の(1)～(3)の窓口で手続きしてください。 (1) 算面市国民健康保険に加入しているかた 国民健康保険被保険者証、所定の診断書、「対象者と世帯主のマイナンバーカード」または「対象者と世帯主のマイナンバーが確認できるもの」、届出人の本人確認書類を持って、市役所本館1階の国民健康保険室で申請してください。同一保険加入者以外のかた(代理人)が届出をする場合は、代理人の本人確認書類、代理権が確認できるもの(委任状など)が必要です。 (2) 社会保険などに加入しているかた 社会保険事務所や、それぞれの健康保険組合にお問い合わせください。 (3) 後期高齢者医療に加入されているかた 後期高齢者医療被保険者証、所定の診断書(身体障害者手帳などにより、特定疾病であることが確認できれば、診断書に代えることができます)、本人確認書類(代理人が届出をする場合は、代理人の本人確認書類と委任状)を持って、市役所本館1階の介護・医療・年金室で申請してください。
-----	---

※有効期限内の保険証をお持ちでないかたは、マイナ保険証もしくは資格確認書

小児慢性特定疾病医療費助成制度
特定医療費(指定難病)医療費助成制度 (身) (知) (難)

問合せ窓口 池田保健所
電話:751-2990 ファクス:751-3234

これらの制度については、池田保健所にお問い合わせください。

自立支援医療 (身) (知) (精)

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
電話:727-9506 ファクス:727-3539

自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)は心身の障害を除去、軽減するための治療に対して、医療費の一部を公費で負担する制度です。ただし、指定医療機関で治療を受ける場合に限りです。

必要書類をそろえて、みのおライフプラザ総合窓口で申請してください。

※所得に応じて対象にならない場合があります。

利用者負担について

原則として、利用者は医療費の1割を負担します。利用者の負担が多くなりすぎないように、利用者の属する世帯の所得状況に応じて自己負担上限額が設定されています。

●世帯の範囲

同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。医療保険の加入関係が異なる家族については、住民票上同じ世帯であっても、別の世帯として取り扱います。

更生医療

対象者	身体障害者手帳を所持している18歳以上のかたで、更生医療の対象となる疾病を有するかた。
必要書類	身体障害者手帳(申請中でも可)、自立支援医療意見書(所定の様式)、費用明細表、健康保険証※1.2、特定疾病療養受療証(人工透析のかたのみ)、「 <u>マイナンバーカード(世帯全員分)</u> 」もしくは「 <u>マイナンバーが確認できるもの(世帯全員分)</u> 」+ <u>本人確認書類</u> 」 ●代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類、代理権が確認できるもの(委任状など)が必要です。
適用医療	人工関節置換術、人工ペースメーカー埋込術、人工透析等

育成医療

対象者	身体障害のある18歳未満のかたで、育成医療の対象となる疾病を有するかた。
必要書類	自立支援医療意見書(所定の様式)、健康保険証※1.2、「 <u>マイナンバーカード(世帯全員分)</u> 」もしくは「 <u>マイナンバーが確認できるもの(世帯全員分)</u> 」+ <u>本人確認書類</u> 」 ●代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類、代理権が確認できるもの(委任状など)が必要です。
適用医療	口唇口蓋裂等による歯科矯正・言語療法、人工内耳手術、心室中隔欠損症等における心臓手術等

精神通院医療

対象者	精神疾患のため、継続して通院医療を受ける必要があるかた。
必要書類	所定の診断書、健康保険証※1.2、医療受給者証(新規申請以外の場合に必要)、「 <u>マイナンバーカード(世帯全員分)</u> 」もしくは「 <u>マイナンバーが確認できるもの(世帯全員分)</u> 」+ <u>本人確認書類</u> 」 ●代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類、代理権が確認できるもの(委任状など)が必要です。
適用医療	統合失調症、うつ病、認知症、てんかん等

※1 有効期限内の保険証をお持ちでないかたは、マイナ保険証もしくは資格確認書

※2 同一世帯の家族全員の保険証が必要な場合があります。

訪問看護 (身) (知) (精) (難)

在宅で寝たきりのかたや介護が必要なかたに対し、主治医の指示を受けて看護師、理学療法士、作業療法士などが定期的に(状態により原則として週3回から月1回)訪問し、健康状態の観察や病状に応じた看護、機能訓練などを行い、より安定した療養生活が送れるよう支援します。

くわしくは、主治医または各訪問看護ステーションにお問い合わせください。

後期高齢者医療への加入 身 知 精

問合せ窓口 市役所本館1階 介護・医療・年金室
 電話:724-6739 ファクス:724-6040

後期高齢者医療制度は原則として75歳以上のかたが被保険者となる制度ですが、65歳以上75歳未満のかたであっても、一定の障害がある場合は、申請により後期高齢者医療制度の被保険者になることができ、医療機関にかかるときの保険診療について、自己負担割合が一般のかたは1割、一定以上所得のあるかたは2割、現役並み所得のあるかたは3割になります。(なお、後期高齢者医療制度の被保険者になられた65歳以上75歳未満のかたは、申請により後期高齢者医療制度を脱退することができます。)

※後期高齢者医療制度に加入することで、保険料が変わる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

対象者	65歳以上75歳未満で、次の(1)～(5)のいずれかに該当するかた (1)1級～3級の身体障害者手帳をお持ちのかた (2)4級の身体障害者手帳をお持ちで、次のア～エいずれかに該当するかた ア:音声機能または言語機能に著しい障害のあるかた イ:両下肢のすべての指を欠くかた ウ:1下肢を下腿の2分の1以上で欠くかた エ:1下肢の機能に著しい障害のあるかた (3)知的障害「A」判定の療育手帳をお持ちのかた (4)1級または2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた (5)国民年金法等による障害年金1級または2級を受給しているかた
手続き	上記に該当することがわかる身体障害者手帳・療育手帳等・診断書・年金証書、本人確認書類を持って介護・医療・年金室で申請してください。

個室入院差額室料の助成 知

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
 電話:727-9506 ファクス:727-3539

知的障害のあるかたが箕面市立病院で入院治療を受ける際に、他傷行為、自傷行為、多動行為など障害を理由に医師から個室入院が必要と判断された場合は、箕面市立病院の個室入院差額室料を、1年度につき90日を限度として助成します。

手続き	療育手帳、箕面市立病院医師の意見書(所定の様式有り)、入院期間及び室料が明記された領収書、療育手帳を所持されているかたの銀行の口座番号がわかるものを持って、市立病院の請求日から30日以内に、みのおライフプラザ総合窓口で申請してください。
-----	--

入院時コミュニケーション支援事業 身 知 精 難

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
 電話:727-9514 ファクス:727-3539

意思疎通に支援が必要な障害者の入院時における医療従事者との意思疎通を支援するために、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、医療従事者と本人との円滑なコミュニケーションをサポートします。

対象者	市内在住で次の(1)～(2)の要件を満たす、コミュニケーションに支援が必要なかた(介護給付費等によるサービスで支援を受けられる場合を除きます)。 (1)障害福祉サービス(重度訪問介護、療養介護を除く)、地域生活支援事業のうち移動支援の支給決定を受け、現に当該サービスを利用している18歳以上のかた (2)入院時に、障害のため意思疎通を図ることに支障があるかた、または同等の状態にあると認められるかた
手続き	申請方法や決定時間数など、くわしくは障害福祉室にお問い合わせください。

※コミュニケーション支援員は、申請者(対象者)が現に利用している当該サービスの指定障害福祉サービス事業者、地域生活支援事業者であって、日常的に対象者と意思疎通を図っているかたに限ります。

※利用者負担、自己負担上限額等についてはP22 地域生活支援事業によるサービスの利用者負担を参照してください。

15歳から39歳の基本健診 身 知 精

問合せ窓口 みのおライフプラザ 総合窓口
 電話:727-9550 ファクス:727-3539

	箕面市立医療保健センターを希望されるかた
対象者	15歳以上39歳以下のかたのうち学校や職場等で健診を受ける機会のないかた
検査項目	問診、身体計測、検尿、血液検査、歯科健診、血圧測定（胸部レントゲンはありません）
費用	無料
方法	直接、医療保健センターに予約のうえ、マイナンバーカードなど住所・氏名・年齢が確認できるものを持って受診してください。（「受診券」は必要ありません）
備考	※健診日（月1回）は、「けんしんガイドブック」、または市ホームページでご確認ください。

	市内指定医療機関を希望されるかた
対象者	15歳以上39歳以下のかたのうち学校や職場等で健診を受ける機会のないかたで、次の(1)～(4)のいずれかに該当するかた (1)1級・2級の身体障害者手帳を所持しているかた (2)「A」(重度)判定の療育手帳を所持しているかた (3)身体障害者手帳と「B1」(中度)判定の療育手帳を併せて所持しているかた (4)1級の精神障害者保健福祉手帳を所持しているかた
検査項目	問診、身体計測、検尿、血液検査、血圧測定（胸部レントゲンはありません）
費用	無料
方法	オンライン申請もしくはみのおライフプラザ総合窓口に申請してください。「基本健診受診券」を発行します。各指定医療機関に予約のうえ、「基本健診受診券」を持って受診してください。 「基本健診受診券」のオンライン申請はこちら(QRコード)→ 
備考	※寝たきりのかたには医師がご自宅を訪問して健診を行います（一部の医療機関に限ります）。 ※身体等の状況により、一部実施できない項目がある場合があります。

生活習慣病健診(特定検診)

問合せ窓口 市役所本館1階 国民健康保険室
 電話:724-6734 ファクス:727-6040

健診項目	問診、身体計測（腹囲を含む）、検尿、血液検査（腎機能・肝機能・脂質異常症・血糖）、追加健診（貧血等の血液検査）など
費用	無料
対象者	箕面市国民健康保険加入者で40歳以上74歳以下のかた
手続き (申請に必要な書類など)	受診される医療機関に予約申し込みのうえ、市から送付される「特定健康診査受診券」、国民健康保険証※、健康手帳（お持ちのかたのみ）を持って受診してください。

妊産婦のかた、病院又は診療所に6か月以上継続して入院しているかた、障害者支援施設や介護保険施設等に入所しているかたは対象外です。

※有効期限内の保険証をお持ちでないかたは、マイナ保険証もしくは資格確認書

健康相談 (身) (知) (精) (難)

問合せ窓口 みのおライフプラザ 地域保健室
電話:727-9507 ファクス:727-3539

原則として64歳以下のかたを対象として、日常生活や健康に関する個別の相談に応じて、電話、来所、訪問により必要な助言、指導を行っています。

費用	無料
手続き	電話またはみのおライフプラザ総合窓口でお申し込みください。

障がい者歯科治療相談等窓口 (身) (知) (精)

問合せ窓口 大阪府歯科医師会 障がい者歯科治療相談窓口
電話:06-6772-8886 ファクス:06-6774-0488

一般の歯科医院での対応が難しい障害のあるかたに、診療対応施設の案内や歯科診療を行っています。

●障がい者歯科治療相談

障害のあるかたの歯科治療について、診療対応施設を案内します。

電話番号	06-6772-8886 ファクス:06-6774-0488
開設日時	土曜日・日曜日・祝日を除く毎日 午後2時～4時

●障がい者歯科診療(予約制)

障害のあるかたの歯科診療をしています。

電話番号	06-6772-8887
開設日時	火曜日・木曜日・土曜日 午後2時～4時

